

商店街等支援事業の概要

1 事業全体の概要及び目的

市内商店街及び小売市場等が、商業の振興を目的とする環境整備事業（ハード事業）や競争力強化事業（ソフト事業）を実施するに当たり、申請に基づき補助金を交付する。

これにより、地域コミュニティの核である商店街の活性化等、地域特性に応じた商業の振興を図り、市民の消費生活を支える魅力ある商店街及び商業集積の形成を促進する。

2 各補助事業の内容及び補助率・限度額

裏面「商店街振興施策（補助金）一覧」参照

3 事業別補助金額の推移

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度(予定)
環境整備支援事業(ハード事業)	25,251,000	40,003,000	23,976,000	34,551,000
競争力強化支援事業(ソフト事業)	21,763,000	19,751,000	13,264,000	13,733,000

(1) 事業費の約 97%を補助金が占めるため、補助実績額の変動が効率性の評価に大きな影響を与える。

(2) 特に、ハード事業については、支援を要望する商店街等の数や事業規模により補助金額が大きく増減する。

例：22 年度：四条繁栄会アーケード改修（補助額約 1,203 万円）、新京極商店街アーケード改修（同約 899 万円）、北大路商店街街路灯等改修（約 480 万円）の 3 件（いずれも国庫補助対象事業）だけで 21 年度のハード事業（15 件）の実績額を超える。

(3) また、大規模なハード事業において、関係機関との協議調整が長引く等により予算の繰越が発生し（22 年度 570 万円、23 年度 1,600 万円）、決算額の増減に大きな影響を与える場合がある。

4 補助事業における重点措置

(1) 国庫補助を受けて実施する事業

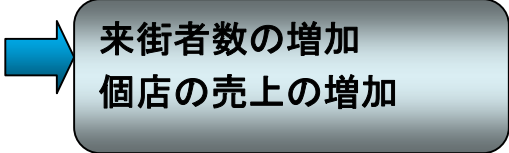
国庫補助（中小企業庁「中小商業活力向上事業」等）を受けて商店街等が実施する事業については、1 つ又は複数の社会課題に対応しつつ、集客力向上及び売上増の効果のある商店街活性化を図る事業と認められ国に採択されたものであり、特に大きな事業効果が期待できるため、施設設置・改修事業の補助限度額を高額に設定する（通常 200 万円／国庫補助 5 千万円）とともに、社会課題対応商業活性化事業の適用対象としている。

(2) 地域商業ビジョン推進団体が実施する事業

地域商業ビジョンとは、地域の事業者、大学等の研究機関や支援機関等と連携を図りながら、地域ごとの商業のあり方、地域の特色を生かした商業活性化策を検討して策定し、地域の事業者が中心となって推進していくものである。本市では、地域商業ビジョンを推進する団体の事業に対し重点的に支援を行っており、通常の場合より高い補助率や補助限度額を適用している（年限あり）。

5 事業の主な効果

- ハード、ソフト両面での商店街の魅力向上
- 商店会の自主的な取組の促進や組織力向上
- 空き店舗等を活用したコミュニティ施設の取組を通じた商店街のにぎわいづくり
- 安心安全への貢献による、地域における商店街への信頼や存在意義の向上など



商店街振興施策（補助金）一覧

1 商店街等環境整備支援事業（ハード事業）

事業名	内容	補助率（限度額）
施設設置・改修事業	共同施設（街路灯，統一看板等）の設置及び改修への補助	1/3 以内（200 万円） 1/9 以内（5,000 万円）※国庫補助制度を併用した場合
空き店舗対策事業	空き店舗を整備し，商店街事業関連施設（共同商品展示，組合事務所等）を設置する事業への補助	1/3 以内（500 万円） 1/9 以内（500 万円）※国庫補助制度を併用した場合

2 商店街等競争力強化支援事業（ソフト事業）

事業名	内容	補助率（限度額）
活性化教育事業	研修会の開催や先進地を視察する教育事業への補助	1/2 以内（15 万円）
商店街・小売市場整備計画策定事業	団体の総合的ビジョン及びそれを達成するための具体的計画策定への補助	3/4 以内（商店街 200 万円， 小売市場 100 万円）
商業カードシステム導入促進事業	プリペイドカード等のカードシステム導入事業への補助	1/4 以内（200 万円）
社会課題対応商業活性化事業	地域商店街活性化法の認定を受けた計画に基づいて実施する事業であり，かつ国庫補助を受けて実施する事業への補助	1/9 以内（200 万円）
地域の魅力アップ貢献事業	地域の魅力を高めるべく，市民活動団体その他の団体及び本市等と相互に連携した事業への補助	2/3 以内（20 万円）

* 地域商業ビジョン推進団体：上記 1 と 2 の補助事業の補助率はすべて一段階アップ（例 1/2 以内⇒2/3 以内，1/3 以内⇒1/2 以内，3/4 以内⇒4/5 以内）

3 その他の支援事業

事業名	内容	補助率（限度額）
京都市商店街街路灯電力料補助	商店街の発展と治安の向上を図るため，商店街において設置した街路灯の電力料の一部を補助	当該商店街延長×商店街 1m あたり 全市年間平均電力料
商店街街路灯 LED 化推進事業（※予算は別枠）	商店街街路灯の光源を水銀灯，蛍光灯等から LED 電球へ転換する事業への補助	2/3 以内（300 万円） ※補助対象経費を LED 電球数で割った金額の上限は 3 万円

「商店街等支援事業の概要」補足資料

1 事業開始以降、社会情勢の変化等に合わせて制度変更した点

- (1) 事業開始は昭和37年だが、現行のハード事業、ソフト事業の補助要綱は、それまでの関係要綱を整理統合して平成14年度制定。
- (2) 「商店街街路灯電力料補助要綱」は、昭和42年度制定。
- (3) 現行の要綱についても、商店街等を取り巻く情勢やニーズ、国の補助制度や市の規程の変更等に応じて、補助メニューや補助率の変更等の改正を実施。

【近年の主な改正】

ア 平成19年度：平成19年3月に市内最初の地域商業ビジョンが山科地域で策定されたことに伴う改正

地域商業ビジョンに基づく事業に対して重点支援を行うため、通常より高い補助率を設定するものとした。

イ 平成22年度：平成21年8月の「地域商店街活性化法（※）」施行に伴う改正

同法に基づき認定された商店街活性化事業計画が国庫補助制度を活用できることや、本市の厳しい財政状況を考慮し、計画認定及び国庫補助制度の積極的活用を推奨するような内容へ改正。

- ・ 国庫補助を併用しやすいよう、3事業を「施設設置・改修事業」に統合
- ・ 国庫補助の有無による補助率及び上限額の差別化
- ・ 需要が低調になっていたシャッターシースルー化事業等2事業の廃止

※ 地域商店街活性化法：「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」。商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、商店街を活性化させるために制定。認定を受けた商店街活性化事業計画に基づく事業に対しては、中小商業活力向上補助金の補助率の優遇、中小企業信用保険法の特例等の支援措置が講じられている。

ウ 平成22年度：平成22年4月の「京都市商店街の振興に関する条例」施行に伴う改正

同条例は商店街の振興を総合的に推進し、もって地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としていることから、商店街が市民活動団体及び本市等と相互に連携、実施するソフト事業への支援を強化するため改正。

- ・ 地域商店街活性化法の認定事業を支援する「社会課題対応商業活性化事業」を創設。
- ・ 地域の魅力アップ貢献事業の要件に市民活動団体等との連携を追加。補助限度額を低く抑えて、多くの商店街の小規模事業を支援できるようにした。

2 現行の補助率の考え方

(1) 商店街等環境整備事業補助（ハード事業）

- ・ 標準的な補助率は、府市協調の観点及び事業者の応分負担を考慮し、市、府、商店街等の均等負担となる $1/3$ としている。
- ・ 国庫補助を受ける場合は、社会課題に対応しつつ集客力及び売上増の効果が期待できる事業として国が認定した事業として、最大 $2/3$ が補助されるため、残りを上記の考え方に従い 3 等分して $1/9$ としている。
- ・ 地域商業ビジョン推進団体における補助率アップについては本資料参照。

(2) 商店街等競争力強化事業補助（ソフト事業）

- ・ 国庫補助が前提の社会課題対応商業活性化事業についてはハード事業同様。
- ・ その他は市単独補助であり、効果や重要性から本市が積極的に支援すべきと認める事業ほど高い補助率を設定している。
 - * 商店街・小売市場整備計画策定事業：将来の売上増や活性化に向けた総合的ビジョン等の策定に挑む特に積極的な取組として支援するため、 $3/4$ とした。
 - * 地域の魅力アップ貢献事業：地域との連携によるコミュニティの核としての商店街の取組等を支援するものであるため、 $2/3$ とした。
 - * 活性化教育事業：本来、商店街の内部的・自発的な取組であるが、活性化に向けた取組への支援として、事業者の応分負担も考慮し、 $1/2$ とした。